### 失語症者への支援の主な論点について

#### 【養成について】

▶養成については、国の研修(失語症者向け意思疎通支援者指) 導者養成研修)を受講できるのが各都道府県で毎年度2名 (言語聴覚士に限る)。

現状および課題

#### (参考資料1)

・「失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修」の開催 について(平成30年6月26日付け一般社団法人日本言 語聴覚士協会)

## 【派遣について】

▶国は、基本的には盲ろう者通訳介助者派遣制度と同様の取組 みを想定。大阪府の失語症者数を 16 千人(全国の失語症者 数は 20~50 万人と推計されており 20 万人の大阪府の人口 の8%として16千人)として、そのうちの10%の1600人が制 度を利用したとしたら、年間 10億円が必要(盲ろう者通訳介助 者派遣制度は制度利用者が約 100 名で年間予算約 1 億 円)。

# 方針(案)

# 【養成について】

- ▶国の定める「失語症者向け意思疎通支援者」のカリキュ ラム80時間 ÷ 6時間/週 ≒ 14週 = 3.5ヵ月
- ▶これまでに、3名が国の研修を受講。来年度は2名が受講 予定。よって来年度末には、5名の講師が確保できる。
- →なお、国の指導者養成研修を修了した言語聴覚士につい ては、府に登録。

#### (参考資料2)

・失語症者向け意思疎通支援者の養成カリキュラム等に ついて(平成 30 年 3 月 29 日付け障企自発 0329 第 1 号厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部企画課自 立支援振興室長)

#### 【派遣について】

▶派遣制度は、盲ろう者のように同行援護のメニューの中に 失語症者を対象とするのが現実的。

#### (参考資料3)

・平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 第2.5.(3) 同行援護(平成 30 年2月5日障害福祉サ ービス等報酬改定検討チーム)

#### 【総合支援法上の問題点】

- →国は、失語症者向け意思疎通支援に関し、養成は都道府県、派 遣は市町村の役割としている(「参考資料2」参照)。
- ▶総合支援法第 78 条(都道府県の実施義務を規定)で養成した者を、第 77 条(市町村の実施義務を規定)で派遣するのは法の趣旨に照らし妥当か。
- ▶財政制度的にも、市町村が派遣する人材を都道府県が養成するのなら、市町村が応分の負担をすべきではないか。

#### (参考資料5)

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律《抜粋》
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律施行規則《抜粋》

#### 【総合支援法上の問題点】

→引き続き、国に提言。

#### (参考資料4)

・失語症者向け意思疎通支援事業について(障がい者 福祉施策の推進に係る提言(論点整理)平成 30 年 9 月大阪府福祉部障がい福祉室)

#### 失語症者への支援のイメージについて

- ○養成について
- ▶以下の3類型をベースとして養成していく。
  - ① 80 時間全て受講する人(福祉事業所等の職員等を想定。リーダー。)
  - ② 20~30 時間程度受講する人(当事者パートナー)
  - ③ 小売業や旅客業などの業界団体の担当者など例えば1日分を受講する人。
- ○派遣について
- ▶府の講習の修了者(リーダー、パートナーに限る。)がいる事業所を「認証」・「公表」するような取組み。
- ○その他
- ▶定期的な連絡会を大阪府、大阪府言語聴覚士会、大阪府失語症友の会等連絡会とで行う。